

# 事務所便り

令和元年7月号  
令和元年7月20日

鎌田公認会計士事務所  
税理士法人 鎌田総合事務所  
公認会計士 鎌田直善  
税理士 鎌田ふくみ

さわやかな初夏に縁がないまま、湿っぽい夏に入っていきような、不思議な季節感です。風邪もそこそこ流行っているようです。お気を付けください。  
今回は、使用人兼務役員についてまとめておさらいしてみたいと思います。

## 使用人兼務役員について(概説)

税理士 鎌田 ふくみ

法人税法上に規定されている「使用人兼務役員」とは、役員のうち部長、課長、その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事する者をいいます。

使用人兼務役員には、使用人分の給与・役員給与を支給することができます。使用人分の賞与・退職金も支給できます。税務からは離れますが、雇用保険、中退共の加入も可能とされています。

いいことづくめに見えますが、次のような役員は、使用人兼務役員からは除外されますので注意が必要です。特に、同族会社の役員については、最終項目5にご注意ください。

- 1 代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人
- 2 副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員
- 3 合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員
- 4 委員会設置会社の取締役、会計参与及び監査役並びに監事
- 5 同族会社の役員のうち、次の全ての要件を満たす役員
  - (1) その会社の株主グループを、その所有割合の大きいものから順に並べた場合に、次の①②③のいずれかに該当するもの
    - ① その役員が所有割合50%を超える第一順位の株主グループに属している
    - ② 第一順位と第二順位の株主グループの所有割合を合計したときに初めて50%を超える場合のこれらの株主グループに属している
    - ③ 第一順位から第三順位までの株主グループの所有割合を合計したときに初めて50%を超える場合のこれらの株主グループに属している
  - (2) その役員の属する株主グループの所有割合が10%を超えていること。
  - (3) その役員(その配偶者及びこれらの者の所有割合が50%を超える場合における他の会社を含みます。)の所有割合が5%を超えていること。

\*\* 「株主グループ」とは、その会社の一の株主等及びその株主等と親族関係など特殊な関係のある個人や法人をいいます。

## 定期保険等に係る法人税基本通達の改正について      スタッフ 小田 邦衣

先般、事務所便り 5月号でお伝えしておりましたが、ややもすれば節税対策として利用されがちであった定期保険・第三分野保険(がん保険・医療保険等)に係る保険料について国税サイドでの見直しが行われ、関連する法人税基本通達が一部改正、廃止されました。

4月11日に公表された改正案と同様に、最高解約返戻率(ピーク時の解約返戻率)が50%超の定期保険等は、保険料の一部を資産計上することが原則となります。

ただし、解約返戻金相当額のない短期払いの定期保険又は第三分野保険の保険料について、当該事業年度の支払保険料が30万円以下であれば、支払日の属する事業年度での損金算入を認めるなど、改正案では示されていなかった内容や、改正案からの一部変更点もあります。

以下、最高解約返戻率50%超の定期保険等の保険料の主な扱いです。

(新設：法基通9-3-5の2)

最高解約返戻率(区分)	資産計上期間	資産計上額(残額を損金算入)
①50%超 70%以下(*1)	保険期間の前半4割相当の期間	当期分支払保険料×40%
②70%超 85%以下(*1)		当期分支払保険料×60%
③85%超(*2)	保険期間開始日から最高解約返戻率となる期間(*3)の終了日	当期分支払保険料×最高解約返戻率×70%(保険期間開始日から10年経過日までの期間は90%)

\*1 取崩期間は、「保険期間の7.5割経過後から保険期間終了日まで」

\*2 取崩期間は、「解約返戻金が最高額となる期間等の経過後から保険期間終了日まで」

\*3 最高解約返戻率となる期間経過後の各期間において、その期間の解約返戻金からその直前の期間の解約返戻金を控除した金額を年換算保険料相当額で除した割合が70%を超える期間がある場合には、その超えることとなる期間。

なお、本改正内容は、契約日が2019年7月8日以後の契約にかかる保険について適用されます。契約日が2019年7月7日以前の契約には遡及して適用されず、従来の税務取扱が適用されます。

詳しくはスタッフまでお問合せください。

### 営業時間のお知らせ

例年通り、8月13日から15日まで、夏季休暇といたします。先立つ10日から12日は土・日・祝日に当たっていますので、長めの連休になります。また、職員の勤務時間は6月～11月の間は、9時から17時までです。併せて、よろしくお願ひいたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。